

行 財 政, 県 民 所 得

昭和22年地方自治法が施行され、民主的な地方分権制度が打ち立てられた。

さらに、地方自治の経済的裏づけのために地方税法が改められ独立税を中心とし、ついでシャープ勧告に基づいて府県税と市町村税の分離独立によつて財源の強化に努めた。

しかし乍ら、地方財政の実状と国の地方財政計画とが遊離したことが原因で地方財政は赤字に追い込まれることとなつた。本県も、昭和31年度より、地方財政再建特別措置法の適用を受け赤字の解消に努力している。昭和32年度の決算額で県の財政事情をみると、147億円の歳入額のうち26.3%は地方交付税、30.4%は国庫支出金であり県税は19.0%に過ぎない現状である。これに対する支出額は145億円で、教育費41.7%土木費15.3%、産業経済費10.6%の順となつている。市町村財政も同様に逼迫しており、昭和31年度に5市町村が再建団体としての適用を受け財政の再建に努めている。

県民所得統計は県の経済力を所得の形で示したものでこれにより県経済力の高低、発展の速度産業構造の変せん、所得分布の状況、県民の生活水準等を知ることができる。昭和32年の県民所得は、1674億円で、国民所得8兆3千億円の2.0%に当る。これを一人当りでみると7万5千円で全国の9万2千円に比べ低い。これは産業構造が所得の低い農林水産業に占められているためである。

産業別県民所得と就業人口の割合

(昭32)

県民所得	第一次産業	第二次	第三次産業	県外よりの所得
	30.3	17.1	36.4	16.2
就業人口	第 一 次	第二次	第 三 次	9.0
	52.0	11.4	27.6	

(単位%)

県外への
就業者